

事 務 連 絡
令和2年6月15日

都道府県消防防災主管部 御中

消 防 庁 広 域 応 援 室

緊急消防援助隊における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項の補足
及び今後の出水期における対応について

平素は、緊急消防援助隊の運用及び体制の整備等に御尽力を賜り感謝申し上げます。

出水期を迎え、貴都道府県におかれましては、風水害への対策を進められているとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大についても警戒いただいているところです。

先般、「緊急消防援助隊における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」（令和2年5月1日付け消防広第118号）（以下「コロナ留意事項通知」という。）及び「緊急消防援助隊事故等報告要領について」（令和2年6月8日付け消防広第150号）により、緊急消防援助隊における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項や同感染症に関する事案が発生した場合の報告要領を周知したところです。

今般、令和2年5月14日に緊急消防援助隊運用調整会議を书面開催したところ、コロナ留意事項通知に対する貴重なご意見を頂戴したため、下記のとおり、当該意見を踏まえた補足事項を周知します。つきましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

また、今後の出水期において、例年、局地的な大雨や台風等により、大規模な災害が発生しています。新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大も懸念されておりますが、大規模な災害が発生し、都道府県内の消防力だけでは対応が困難と認められる場合には、人命救助の観点から、時機を失することなく緊急消防援助隊の要請を行ってくださいますようお願いいたします。

記

1 応援都道府県、緊急消防援助隊における主な留意事項の補足

- (1) コロナ留意事項通知による感染症対策の徹底や応援都道府県内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、編成出来る応援隊の規模が都道府県応援等実施計画に定めるものよりも小さくなることは止むを得ないと考えており、災害状況から必要な部隊や人員を確保できない場合は、より広い範囲に出動準備依頼、出動の求め

等を行う可能性があること。

- (2) 上記(1)を踏まえ、貴都道府県においては、雨雲や台風が通過した後においても、当面の間、災害警戒時に準じた情報連絡体制を維持されたいこと。
- (3) コロナ留意事項通知に基づき、活動現場等への移動時や宿営時等、常時、隊員は定期的な手洗い・うがい、咳エチケット等の基本的な感染予防対策を徹底するため、資機材(マスク・消毒エタノール等)は数量に余裕を持って準備すること。
- (4) 資機材(マスク・消毒エタノール等)の購入費用が緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用に当たるのであれば、緊急消防援助隊活動費負担金の対象となること。

2 受援都道府県における主な留意事項の補足

- (1) 宿営場所の調整にあたっては、コロナ留意事項通知に記載していることのほか、被災地において避難者との接触を避けるため、可能な限り避難場所と同じ場所には設定しないこと。
- (2) 被災地市町村のみでは十分な数の宿営場所が確保できない場合には、同都道府県内の他市町村にも宿営場所の調整を依頼するなど柔軟な対応を検討すること。

消防庁広域応援室

担 当 鈴木課長補佐・入澤係長・泉口係長・安藤事務官

T E L 03-5253-7527 アドレス k2.andou@soumu.go.jp